

陳 情 書

1. 件名

すべての障害児にゆきとどいた教育をすすめるための教育条件整備を求める件

2. 陳情の内容

- (1) 「特別支援教育」への移行については、地域・学校の状況をふまえ、現状の障害児教育の質的な低下をもたらさないよう、国に対し十分な予算措置を行うよう働きかけてください。また、現在の盲・ろう・養護学校を障害種別をなくした特別支援学校に変更しないでください。
- (2) 障害種別に設置する障害児学級を堅持し、実態に応じた学級増設と担当教員の増員を行ってください。
- (3) 通級指導教室については障害種別の設置基準を設定するよう国に働きかけてください。言語・難聴教室以外の設置、中学校での増設、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちに対応できる教室を積極的に設置してください。
- (4) 通常学級に在籍する生徒の教育保障について。
 - ① 通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちの教育が充実するよう、教員の加配、施設・設備の改善等を行ってください。
 - ② 県として小・中学校・高等学校および中等教育学校（中高一貫校）でまなぶ障害児の実態を把握し、相談機能を充実させるとともに、特別な教育的ニーズに応じた教育が保障されるよう、教員の加配、施設・設備の改善など必要な対策を早急に行ってください。
- (5) 障害児学校の深刻な過大・過密、教室不足を解決するために、養護学校建設を積極的にすすめてください。とりわけ、県南部に早急に知的障害の重度の生徒も学べる高等部単独校、および肢体障害の養護学校を各1校ずつ建設してください。
- (6) 国に対して、教職員定数の抜本的改善のための教職員定数改善計画を策定するように県として、以下の内容の意見書を国に提出してください。また県として加配を行ってください。
 - ① 障害児学校小・中学部への一学級2人以上の教員配置について。
 - ② 幼稚部教員の定数法への位置づけと一学級2人以上の教員配置について。
 - ③ 寄宿舎指導員の重複障害定数加配について。
 - ④ すべての学校、幼稚園等に「コーディネーター」の定数配置について。
- (7) 県として、国がすすめるようとする国庫負担金削減による就学奨励費削減に反対し、実態にあった制度になるよう国に働きかけてください。

3. 理由


先の通常国会で学校教育法等の一部「改正」が行われました。LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちを新たに障害児教育の対象にするなど、積極的な側面を持ちつつも、新しい制度が十分な予算をかけず「人的・物的資源の配分」の「見直し」ですすめられるならば、現在の障害児教育が質的に低下するのではないかという恐れが多くの関係者から指摘されています。

深刻な学習権侵害をもたらしている障害児学校の教室不足を解消し、不足している障害児学級・通級指導教室などを増やすなど、現在の障害児教育を充実させるとともに、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちの教育も充実させ、すべての障害児のゆきとどいた教育が保障されるよう、私たちはねがっています。

上記のとおり陳情いたします。

2006年12月4日

すべての障害児にゆきとどいた教育をを求める実行委員会

代表 小野 知 

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-12-24
埼玉教育会館6階（埼玉教内）

埼玉県議会議長 田 島 敏 包 様

